

令和7年度 公益社団法人広島消費者協会 事業概要

1 教育・広報活動（238千円）

- (1) 会報（消費生活ひろしま）の発行（57千円）
会報を年1回発行し、協会活動の紹介、消費者問題への提言等を通じて、暮らしと消費者活動に役立つ情報提供を行う。
- (2) 事業報告書（目玉の本）の発行（83千円）
過去1年間の協会活動の実績をとりまとめ、関係団体等に配布することにより、協会活動の紹介、PR等を行う。
- (3) 消費者月間事業への参画（15千円）
広島市等との連携のもと、広島市消費者月間事業実行委員会を組織し、5月の消費者月間に合わせて、市民への街頭啓発や、協会活動の紹介・PRを行う。
- (4) 三者懇談会の開催（5千円）
5月の消費者月間その他の時期に、行政・事業者・消費者との三者懇談会を開催し、消費者の役割と行政・事業者の責務について認識を高める。
- (5) 講演会の開催（67千円）
5月の通常総会にあわせて、講演会を開催し、会員の意識の高揚を図る。
- (6) 研修会等の開催（11千円）
消費生活の向上に役立つ研修会等を開催し、その結果を広く会員や一般市民に普及する。
- (7) その他
必要に応じ当面する問題について研修会、懇談会等を計画・実施する。

2 調査研究・監視活動（324千円）

- (1) 消費者問題等に関する調査の実施（15千円）
当面する消費者問題の調査研究等を実施し、その結果を消費者及び事業者に提供する。
ア 食品表示ウォッチャーによる表示点検調査
広島県及び広島県消費者団体連絡協議会が実施する調査に協力し、その結果を公表することにより、消費者への情報提供と事業者等への問題提起を図る。
イ その他
- (2) 消費生活問題広島コンファレンスの開催（285千円）
行政・事業者・消費者が三位一体となって、消費者問題に関する情報を発信し、問題提起することを目的としたシンポジウム等を開催する。
- (3) 消費者問題等に関するグループ研究（24千円）
当面する消費者問題についての調査研究等を実施し、これらの結果を消費者及び事業者へ提供するとともに、問題提起を行う。
- (4) その他
必要に応じ当面する問題について調査・研究等を計画・実施する。

3 地区活動（240千円）

(1) 地区情報紙の発行（8千円）

地区の実情に応じた消費生活情報の掲載、消費者問題の提言等を通じ、地域に根ざした情報の提供を行う。

(2) リーダー会等の開催（54千円）

地区の実情に応じたリーダー会、勉強会等の開催を通じて、地区会員の消費者意識の高揚を図る。

(3) 工場等施設見学会の実施（140千円）

工場等の施設見学を通じて、生産者・事業者等との懇談を行い、相互理解を深め、消費者の意見の反映を図る。

(4) 地区連絡協議会の開催（15千円）

行政・地域団体と連携を持ち、悪質商法の被害状況及び相談窓口の紹介、その他消費生活に関する情報の提供、啓発を行う。

(5) 地区活性化事業（23千円）

調査・懇談会など地域の特性、実情に応じ、地区の消費生活の活性化につながる事業を展開する。

(6) その他

必要に応じ地域の催しへの参加など、地区の実情に応じた事業を計画・実施する。

4 啓発活動（受託）事業（5,345千円）

(1) 消費生活出前講座等の開催（5,269千円）

広島市より委託を受け、悪質商法による消費者被害の未然防止等を目的として、地域団体、各種グループ、学校等各種団体へ講師を派遣する。

(2) 消費者大学の開講（76千円）

広島市より委託を受け、消費者力の向上等を目的とした講座を開設し、消費生活に関する基礎的な知識の普及に寄与する。

5 会員の資質向上のための事業（244千円）

(1) リーダー派遣事業の実施（54千円）

他都市における消費者問題や消費者活動に関する会議や研修会に参加することにより、消費者問題に関するリーダーの資質の向上を図る。

(2) リーダー育成事業の実施（13千円）

研修会を開催し、消費者問題に関するリーダーを育成するとともに資質の向上を図る。

(3) 事業者等との懇談会・勉強会の開催（7千円）

当面する問題について事業者等との懇談会・勉強会を開催し、消費者意見の反映を図る。

(4) 産地視察等交流事業の実施（170千円）

消費生活の安全・安心を確保するため、生産地等を視察し、生産者等との交流を図り、相互の理解を深める。